

令和 7 年 10 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

陸前高田市長 佐々木 拓

市町村名 (市町村コード)	陸前高田市 (032107)
地域名 (地域内農業集落名)	横田地区 (堂の沢、本宿、銭洞、砂子田、中央、槻沢、舞出、金成)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 小規模農家が多い。
- 山間地域は農地が分散しており、集積が難しく、日照時間が短い。
- 少子高齢化が進んでいる。
- 中山間地域はほ場条件が整っていないこと、後継者がいないことから今後保全管理の継続が困難であることが見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 農業者の高齢化及び耕作放棄地対策として、地域内の農業を担う者に農地を集約し、水稻栽培を行う。
- 新規就農者の育成による後継者の確保を進める。
- 施設園芸(きゅうり、トマト、イチゴ等)にも取り組み、陸前高田型農業による反収の向上を目指す。
- 高齢者でも取り組めるような果樹(梅、ユズ、イチジク等)を栽培し、産直施設で販売する。
- 栽培した野菜、果樹等を加工販売し、6次産業化に向けた取組を行う。
- 農地保全活動に取り組み、農地環境を整えて、より良い農作物づくりにつなげる。
- 集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取り組む。
- 合理的な農地利用集積のため、ほ場整備事業を実施し、集落営農組織など地域内の農業を担う者に農地を集積する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	171.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	166.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○農業者の高齢化及び耕作放棄地対策として、地域の中心となる経営体に農地を集約し、水稻栽培を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業をリタイヤ・経営転換する人及び担い手の分散錯圖を解消するために利用権を交換しようとする人は原則として農地中間管理機構に貸付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
○合理的な農地利用集積のため、ほ場整備事業を実施し、集落営農組織など中心経営体に農地を集約する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着までの取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○地域内で農作業の効率化及び遊休農地の発生防止を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取り組む。
- ⑦中山間事業等による集落ぐるみの取り組みを継続し、農地を維持する。
- ⑦不耕作地に柑橘類を栽培するなど、耕作放棄地対策について継続的に検討していく。
- ⑨耕畜連携による循環型農業を導入する。
- ⑩地域で栽培した農産物を加工販売する。
- ⑩新規就農者の育成による後継者の確保に取り組む。